



2021年4月1日

## 「SDGsの推進に関する魚津市、北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括連携協定」の締結について

魚津市  
北陸電力株式会社  
北陸電力送配電株式会社

魚津市（市長 村椿晃）と北陸電力株式会社（新川支店長 荒木志郎）および北陸電力送配電株式会社（執行役員富山支社長 老田爾）は、本日、「SDGsの推進に関する包括連携協定」を締結いたしました。

本協定は、魚津市と北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社が相互の緊密な連携と協力により、SDGsの推進に資する取組みを実施するとともに、地域が抱える課題やニーズに対応した持続可能な社会の実現に寄与することを目的に締結するものです。

### 【連携事項】

1. 環境・エネルギーに関すること
2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
3. 産業・観光振興・賑わいづくりに関すること
4. 健康・スポーツ・暮らしに関すること
5. 教育・次世代への継承に関すること
6. その他、SDGsの普及促進に関すること

<別紙1> 「SDGsの推進に関する魚津市、北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括連携協定」における連携事項

<別紙2> SDGsの推進に関する魚津市、北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括連携協定書

### 【お問い合わせ】

魚津市：企画部企画政策課（電話）0765-23-1067

北陸電力：新川支店総務担当（電話）0765-24-1401

# 「SDGsの推進に関する魚津市、北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社との包括連携協定」における連携事項

魚津市、北陸電力株式会社および北陸電力送配電株式会社は「SDGsの推進に関する包括連携協定」に基づき、地域が抱える課題やニーズに対応し、持続可能な社会の実現に寄与することを目的として、相互連携を図りながら、以下の6つの連携事項について検討・推進してまいります。  
※下記の■は主な連携事項の具体例

## 1. 環境・エネルギーに関すること

■ 地球温暖化防止対策・循環型社会の構築

■ 水と緑の保全と活用







「ゼロカーボンシティ構想」への支援

「COOL CHOICE」運動への参画

森に恩返し活動 (魚津市三ヶ地区)

## 4. 健康・スポーツ・暮らしに関すること

■ 障がい者・生活困窮者の自立支援促進

■ 住宅対策の推進






スポーツ振興事業への協力

エコキュート給湯器等の推奨・PR

「空き家あんしんサポート」サービスのPR

## 2. 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること

■ 災害等危機管理体制の充実

■ 日常生活の安全確保





災害復旧および災害時の連携

こども110番の車 (見守り活動)

## 5. 教育・次世代への継承に関すること

■ 学校教育の充実

■ 地域資源保存・活用





学校での出前授業

龍石神社周辺の環境整備

## 3. 産業・観光振興・賑わいづくりに関すること

■ 多様な交流と連携の推進

■ 観光の振興





地域イベント等への参加・協力

電柱ラッピング等による観光支援策の提案

## 6. その他、SDGsの普及促進に関すること

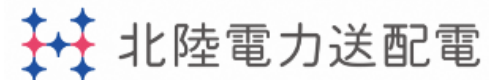
■ 上記取り組みを含む、普及促進・啓発




こたえていく。かなえていく。



未来へ、めぐらせる。



SDGsの推進に関する魚津市、北陸電力株式会社および  
北陸電力送配電株式会社との包括連携協定書

魚津市（以下「甲」という。）、北陸電力株式会社（以下「乙」という。）および北陸電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、相互連携の強化によりSDGsを推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、魚津市総合計画の基本理念のもと、甲、乙および丙が相互の緊密な連携と協力により、SDGsの推進に資する取組みを実施するとともに、地域が抱える課題やニーズに対応した持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙および丙は前条の目的を実現するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1） 環境・エネルギーに関すること
- （2） 安全・安心で住みやすいまちづくりに関すること
- （3） 産業・観光振興・賑わいづくりに関すること
- （4） 健康・スポーツ・暮らしに関すること
- （5） 教育・次世代への継承に関すること
- （6） その他、SDGsの普及促進に関すること

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙および丙のいずれからも申し出がない限り、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、本協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲、乙および丙は、本協定の検討または実施により知り得た相手方の秘密情報（秘密情報である旨が明示された情報に限る。）について、相手方の承諾なしに第三者に開示または提供等してはならない。

2 甲、乙および丙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も前項の秘密保持の義務を負う。

（協議）

第5条 本協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲、乙および丙が協議し、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙および丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年4月1日

甲 富山県魚津市釈迦堂1丁目10番1号  
魚津市長

村 権 晃 (自署)

乙 富山県魚津市江口504番地  
北陸電力株式会社  
新川支店長

荒 木 志 郎 (自署)

丙 富山県富山市牛島町13番15号  
北陸電力送配電株式会社  
執行役員 富山支社長

老 田 爾 (自署)